No. 1

令和2年5月

戸田市議会臨時会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第	2号	専決処分の承認を求めることについて1頁
報告第	3号	専決処分の承認を求めることについて8頁
報告第	4号	専決処分の承認を求めることについて11頁
報告第	5号	専決処分の承認を求めることについて27頁
報告第	6号	令和元年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について
報告第	7号	令和元年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について35頁
報告第	8号	令和元年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について36頁
報告第	9号	令和元年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて
報告第1	0号	令和元年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について
報告第1	1号	令和元年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について39頁
議案第4	2号	令和2年度戸田市一般会計補正予算(第2号) … 別冊 No. 2

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第11号)について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙 のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求 める。

令和2年5月1日提出

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例等の一部を改正する条例(別紙) 令和2年3月31日

戸田市税条例等の一部を改正する条例

(戸田市税条例の一部改正)

第1条 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第22条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」 に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第22条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」 に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中 第3号を削り、第4号を第3号とする。

第34条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7 第5項及び第11項」に改める。

第45条第8項中「及び」を「又は」に改め、同条第9項及び第10項中 「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第45条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第29項」に改める。

第78条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第80条第1項中「第78条第2項」を「第78条第3項」に改める。

第101条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」

に改める。

附則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第8条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」 を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4 項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第 15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項と し、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27 項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第 30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7 項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第 27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第 15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を 同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則 第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項 中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」 に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項 第1号ロ|を「附則第15条第30項第1号ロ|に改め、同項を同条第12 項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1 号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項と し、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第 30項第1号二」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則 第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、 同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」 を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同 項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項

第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第27項を同条第25項とする。

附則第9条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適 用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第11条の3中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に 改める。

附則第17条から第21条まで、第22条、第24条及び第25条中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第28条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

(戸田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 戸田市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

第3条 戸田市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第9条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第4条 戸田市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第13号)の

一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第5条 戸田市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第4号)の一部 を次のように改正する。

第1条のうち、戸田市税条例第12条第1項第2号の改正規定を削る。 附則第1条第3号を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の戸田市税条例(以下「新条例」という。) の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市 民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従 前の例による。
- 2 新条例第22条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき 同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書 について適用する。
- 3 新条例第22条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき 所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的 年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提 出する新条例第22条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第34条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、 なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税 法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正 前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又 は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された 旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対 して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された 旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定 資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、 なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された 旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する固定資産税につい ては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第一号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第28条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第12号) について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、 承認を求める。

令和2年5月1日提出

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙) 令和2年3月31日

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように 改正する。

第21条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の 国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税につい ては、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度戸田市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度戸田市一般会計補正予算(第1号) 令和2年4月23日

令和2年度戸田市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度戸田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,922千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,916,922千円と する。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円) —

	款				項			補正前の額	補正額	計	
19 繰	入	金						3, 923, 393	137, 922	4, 061, 315	般
			1 基	金	繰	入	金	3, 917, 123	137, 922	4, 055, 045	
	歳	入	合		計			59, 779, 000	137, 922	59, 916, 922	

歳 出

(単位:千円)

	款				項			補正前の額	補正額	計
2 総	務	費						7, 486, 738	△19, 539	7, 467, 199
			1 総	務	管	理	費	6, 021, 400	△19, 539	6, 001, 861
3 民	生	費						26, 974, 742	19, 889	26, 994, 631
			2 児	童	福	祉	費	13, 100, 638	19, 889	13, 120, 527
4 衛	生	費						3, 656, 773	12, 852	3, 669, 625
			1 保	健	衛	生	費	2, 007, 057	12, 852	2, 019, 909
7 商	工	費						558, 882	168, 000	726, 882
			1 商		エ		費	558, 882	168, 000	726, 882
8 土	木	費						5, 360, 671	△94, 127	5, 266, 544
			2 道	路橋	ŋ	ょう	費	731, 600	△44, 127	687, 473
			4 都	市	計	画	費	3, 494, 259	△50,000	3, 444, 259
9 消	防	費						1, 727, 148	81, 612	1, 808, 760
			1 消		防		費	1, 727, 148	81, 612	1, 808, 760
10 教	育	費						10, 008, 411	△30, 765	9, 977, 646
			1 教	育	総	務	費	905, 737	18, 500	924, 237
			4 社	会	教	育	費	681, 926	△5, 434	676, 492
			5 体		育		費	386, 096	△43, 831	342, 265
	歳	出	合		計			59, 779, 000	137, 922	59, 916, 922

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

	志	次		補正前の額	補	正額	計	般
19繰		入	金	3, 923, 393		137, 922	4, 061, 315	
歳	入	合	計	59, 779, 000		137, 922	59, 916, 922	

(歳 出) (単位:千円)

						補 正 額 の 財 源 内 訳
	款		補正前の額	補正額	計	特 定 財 源 一般財源
						国県支出金地方債その他
2 総	務	費	7, 486, 738	△19, 539	7, 467, 199	△19, 539
3民	生	費	26, 974, 742	19, 889	26, 994, 631	19, 889
4衛	生	費	3, 656, 773	12, 852	3, 669, 625	12, 852
7商	工	費	558, 882	168, 000	726, 882	168, 000
8 土	木	費	5, 360, 671	△94, 127	5, 266, 544	△94, 127
9消	防	費	1, 727, 148	81, 612	1, 808, 760	87, 148 △5, 536
10教	育	費	10, 008, 411	△30, 765	9, 977, 646	△30, 765
歳	出 合	計	59, 779, 000	137, 922	59, 916, 922	100,000 37,922

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計		節		説	明
H	111111111111111111111111111111111111111	1111 112 11%	l hi	区	分	金 額	, юш	
1財政調整基金繰入金	2, 486, 075	37, 922	2, 523, 997	1財政調整	基金繰入金	37, 922	1 財政調整基金繰入金	37, 922
							既定額 2,486,075	
							補正額 37,922	
6防災減災基金繰入金	100,000	100, 000	200, 000	1防災減災	基金繰入金	100, 000	1 防災減災基金繰入金	100, 000
							既定額 100,000	
							補正額 100,000	
<u> </u>	0.017.100	107.000	4 055 0:5					
⊒ 1	3, 917, 123	137, 922	4, 055, 045					

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

				補	正額(の財源	内 訳	節	î			
目	補正前の額	補 正 額	= +	特	定則	源	一般財源	区分	金額	説	明	- 1.
				国県支出金	地方	債 そ の	他		77. 11%			Ħ
2文書管理費	104, 762	△8, 274	96, 488				△8, 274	12委 託 料	△8, 274			
												Ī
							△8, 274	<u> </u>		1. 広報事業(政策秘書室)		△8, 274
										12委託料		△8, 274
										既定額 56,713		
										補正額 △8,274		
										・市勢要覧制作業務		
13行政振興費	179, 597	△11, 265	168, 332				△11, 265	8旅 費	△47			
							△11, 265	18負担金、補	△11, 218	1. 市民交流事業(協働推進課)		\11, 265
								助及び交付		8旅費		$\triangle 47$
								金		・特別旅費	(△47)
										既定額 99		
										補正額 △47		
										18負担金、補助及び交付金		∆11, 218
										○補助金		∆11, 218
										• 友好交流事業推進委員会	(\lambda11, 218)
										既定額 12,782		
										補正額 △11,218		
計	6, 021, 400	△19, 539	6, 001, 861				△19, 539					

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

	1							i e							
				補	正額の	財 源 内	訳		節						
目	補正前の額	補 正 額	= +	特	定財	源	一般財源	区	分	金	額	説		明	
				国県支出金	地 方 債	その他),	312	12				
3ひとり親	640, 457	19, 889	660, 346				19, 889	10 需	用費		33				,
福 祉 費															
								11 役	務費		56	6. 子育て支援臨時給付金	(児童扶養手		
							19, 889					当分)支給事業(こど	も家庭課)	19, 8	389_
								19扶	助費		19, 800	10需用費			33
												• 消耗品費		(33)
												既定額	0		
												補正額	33		
												11役務費			56
												• 通信運搬費		(56)
												既定額	0		
												補正額	56		
												19扶助費		19, 8	300
												・子育て支援臨時	給付金(児童		
												扶養手当分)		(19, 8	300)
												既定額	0		
												補正額 1	9, 800		
計 1	13, 100, 638	19, 889	13, 120, 527				19, 889								

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2予 防 費	549, 622	5, 253	554, 875		5, 253	10 需 用	費	5, 253	
					5, 253				1. 感染症対策事業(福祉保健センター) 5,253

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

					繰			10需用費	5	, 253
					5, 253			・医薬材料費	(5	, 253)
								既定額 298		İ
								補正額 5,253		j.
										İ
5市民医療	410, 263	7, 599	417, 862		7, 599	27 繰 出 金	7, 599			
センター										
特別会計								1. 市民医療センター特別会計繰出金		İ
繰出金					7, 599			((医)総務課)	7	, 599
					繰			27繰出金	7	, 599
					7, 599			・市民医療センター特別会計繰		İ
								出金	(7	, 599)
								既定額 410, 263		l
								補正額 7,599		
計	2, 007, 057	12, 852	2, 019, 909		12, 852					

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商	工	業	329, 044	248, 000	577, 044		248, 000	10 需	用	費	100				
振	興	費								Ī					
İ		İ					248, 000	11 役	務	費	410	1. 商工調整事業((経済政策課)		248, 000
Ī		İ								Ī		10需用費			100
								12委	託	料	7, 490	• 消耗品費		(100)
İ		İ										既定額	566		İ
								18負担	旦金、	補	240, 000	補正額	100		İ
								助及	及び交	[付		11役務費			410
								金							

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(款) 7 商	工費		(項	頁)1 商工費							(単位	: 千円)
				補	正額の	財 源 内	訳	節				
Image: section of the content of the	補正前の額	補 正 額	計	特 国県支出金	定 財 地 方 債	源 その他	一般財源	区分	金額	説	明	
										通信運搬費	(400)
										既定額 1,252		
										補正額 400		
										・手数料	(10
										既定額 44		
										補正額 10		
										12委託料		7, 490
										既定額 2,120		
										補正額 7,490		
										· 小規模事業者等臨時給付美	業務	
										18負担金、補助及び交付金		240,000
										○補助金		240,000
										・小規模事業者等臨時給付金	金事	
										業	(240, 000
										既定額 0		
										補正額 240,000		
鼰 光 費	114, 864	△80,000	34, 864				△80,000	18負担金、補	△80,000			
	111,001		01,001					助及び交付				
							△80,000			1. 観光事業(経済政策課)		△80, 000
										18負担金、補助及び交付金		△80, 000
										○補助金		△80,000
										・戸田橋花火大会実行委員会		△80,000
										既定額 105,360		•
										r =: - · · · /		

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

補正額

△80,000

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

計 558, 882 168, 000 726, 882 168, 000
--

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

	N. 其		(均	リム坦路倫り	より質					
1道 路 橋	144, 717	△11,860	132, 857			△11,860	12委 託 料	△11,860		
りょう										
総務費						△11,860			2. 道路維持管理費(道路河川課)	△11,860
									12委託料	△11,860
									既定額 137,068	
									補正額 △11,860	
									• 街路樹点検業務	
2道路維持費	322, 694	△20, 072	302, 622			△20, 072	14工事請負費	△20, 072		
						△20, 072			1. 道路維持補修事業(道路河川課)	△20, 072
									14工事請負費	△20, 072
									既定額 176,216	
									補正額 △20,072	
									• 道路施設等補修	
3道路新設	264, 189	△12, 195	251, 994			△12, 195	12委 託 料	△12, 195		
改良費										
						△12, 195			2. 道路整備事業(道路河川課)	△12, 195
									12委託料	△12, 195
									既定額 27,524	
									補正額 △12, 195	
									・無電柱化推進計画策定業務	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位:千円)

				補	正額の	財 源 内	訳	節	į			ceil
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源	区分	金額	説	明	
				国県支出金	地方債				3Z 1R			
計	731, 600	△44, 127	687, 473				△44, 127					彤

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

2街路事業費	175, 816	△50,000	125, 816		△50,000	21補償、補填	△50,000			
						及び賠償金				Ī
								2. 都市計画道路前谷馬場線整備事業		
					△50,000			(道路河川課)		△50,000
								21補償、補填及び賠償金		△50,000
								・補償金	(△50,000)
								既定額 149,210		
								補正額 △50,000		
計	3, 494, 259	△50,000	3, 444, 259		△50,000					

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1常備消防費	1, 244, 388	2, 726	1, 247, 114		2, 726	10需	用費	2, 726				
												l
					2, 726				8. 救急業務費(消防	本部総務課)		2, 726
					繰				10需用費			2, 726
					2, 726				• 消耗品費		(2, 726)
									既定額	5, 663		İ
									補正額	2, 726		
												İ

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

4防	災	費	217, 728	78, 886	296, 614		84, 422	△5, 536	10 需	用費	54, 686			
							84, 422	<u>△</u> 5, 536	12委	託 料	3, 872	_1. 防災事業(危機管理防災課)		78, 886
							繰					10需用費		54, 686
							84, 422		17備品	購入費	20, 328	・消耗品費	(53, 475)
												既定額 36,639		
												補正額 53,475		
												・印刷製本費	(1, 211)
												既定額 246		
												補正額 1,211		
												12委託料		3, 872
												既定額 69,911		
												 補正額 3,872		
												 ・全戸ポスティング業務		
												 17備品購入費		20, 328
												 	(20, 328)
												 既定額 7,988		
												 補正額 20,328		
	計		1, 727, 148	81, 612	1, 808, 760		87, 148	△5, 536						

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	525, 329	18, 500	543, 829		18, 500	10需	用	費	416		
						11 役	務	費	84	6. 子育て支援臨時給付金(就学援助認	
					18, 500			İ		定世帯)支給事業(学務課) 18,5	500
										10需用費 4	416

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位:千円)

					補	正	額の	財源	[内	訳		節						
目	補正前の額	補正	頁	計	特	定	財	源		一般財源	区	分	金	額	説		明	
					国県支出金	地	方 債	その	他				312	HJX				
											19扶 助	費		18,000	• 消耗品費		(416)
															既定額	0		
															補正額	416		
															11役務費			84
															• 通信運搬費		(84)
															既定額	0		
															補正額	84		
															19扶助費			18,000
															・子育て支援臨時	 持給付金((就学	
															援助認定世帯)		(18,000)
															既定額	0		
															補正額	18,000		
計	905, 737	18, 50	0 9	924, 237						18, 500								

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

7郷	土	83, 732	△5, 434	78, 298		△5, 434	12委 言	托 料	△5, 434		
博	物館費										I
İ						△5, 434				2. 郷土博物館運営費(生涯学習課)	△5, 434
										12委託料	△5, 434
										既定額 12,899	İ
										補正額 △5,434	İ
										・夏季展示会ディスプレイ業務	
										・秋季展示会ディスプレイ業務	

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 5 体育費

1体育総務費	161, 541	△43, 831	117, 710		△43, 831	7報	償	費	△485				
					△43, 831	8旅		費	△32	2. スポーツ振興事業	(文化スポーツ課)	۷	∆43, 831
										7報償費			△485
						12委	託	料	△6, 924	• 謝礼		(△100)
										既定額	1,649		
						13 使月	月料及	をび	△20	補正額	△100		
						賃	借	料		・記念品		(△385)
						17備品	品購力	費	△1, 474	既定額	697		
										補正額	△385		
						18負担	旦金、	補	△34, 896	8旅費			$\triangle 32$
						助及	及び玄	を付し		• 特別旅費		(△32)
						金				既定額	647		
										補正額	$\triangle 32$		
										12委託料			△6, 924
										既定額 2	1, 575		
										補正額 △	6, 924		
										・オーストラ	リアカヌーチーム		
										事前キャン	プ艇庫設置業務		
										・オーストラ	リアカヌーチーム		
										事前キャン	プ受入れ業務		
										13使用料及び賃借	料		△20

(款) 10 教	育費			(項	(5) 5 体育費												(単位	:: 千円)
					補	正	額の	財源	原 内	訳		節	i					
目	補正前の額	補正	額	計	特	定	財	源		一般財源	区	分	金	額	説		明	
					国県支出金	地	方 債	2 O) 他	/IX %1 10K)J	712	115				
															・使用料		(△20)
															既定額	23		
															補正額	$\triangle 20$		
															17備品購入費			\triangle 1, 474
															・備品		($\triangle 1,474)$
															既定額	1,661		
															補正額	$\triangle 1,474$		
															18負担金、補助及	び交付金		△34, 896
															○補助金			△34, 896
															・聖火リレー	記念イベント	卜等実	
															行委員会		(△34, 896)
															既定額	35, 896		
															補正額	△34 , 896		
計	386, 096	△43,	831	342, 265						△43, 831								

(款) 10 教育費

(項) 5 体育費

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算(第1号)について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙 のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求 める。

令和2年5月1日提出

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算(第1号) 令和2年4月23日

令和2年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算(第1号) 令和2年度戸田市の市民医療センター特別会計補正予算(第1号)は、次に

定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,599千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ862,741千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円) 医

	款					項				補正前の額	補正額	計]
5 繰	入	金								410, 263	7, 599	417, 862	療
			1 —	般	会	計	繰	入	金	410, 263	7, 599	417, 862	
	歳	入	合			言	_			855, 142	7, 599	862, 741]

歳 出 (単位:千円)

	款				項			補正前の額	補正額	計
2 事	業	費						301, 297	7, 599	308, 896
			1 施	設	事	業	費	301, 297	7, 599	308, 896
	歳	出	合		計			855, 142	7, 599	862, 741

歳入歳出補正予算事項別明細書

医

1 総 括

(歳 入)

	款			補正前の額	補	正額	計	療
5繰		入	金	410, 263		7, 599	417, 862	:
歳	入	合	計	855, 142		7, 599	862, 741	

(歳 出) (単位:千円)

						;	補 正 額	頁 の	財 源	内言	Я	
	款		補正前の額	補正額	計	特	定	財	源		 繰 入	、金等
						国県支出金	地 方	債	事 業	収 入		亚 4
2事	業	費	301, 297	7, 599	308, 896							7, 599
歳	出合	計	855, 142	7, 599	862, 741							7, 599

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位:千円)

										I X
L	B	補正前の額	補 正 額	計		節		詩	眀	
既定報 410,283 柏主報 7,599		1111-1111-7-111	1111 112 113	H1	区	分	金額	,,,u		
既近候 410, 263	1一般会計繰入金	410, 263	7, 599	417, 862	1一般	会 計 繰 入 金	7, 599	1 一般会計繰入金	7	7, 599
								既定額 410,263		
\$\frac{1}{3}\frac{410,263}{7,599}\frac{417,882}{417,882}								補正額 7,599		
計 410,283 7,599 417,862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										İ
3† 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410,263 7,599 417,862										İ
हों। 410, 263 7, 599 417, 862										İ
計 410,263 7,599 417,862										
計 410,263 7,599 417,862										İ
計 410,263 7,599 417,862										İ
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										İ
計 410,263 7,599 417,862										İ
計 410,263 7,599 417,862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
計 410, 263 7, 599 417, 862										
	計	410, 263	7, 599	417, 862						

(款) 2 事業費

(項) 1 施設事業費

(単位:千円)

(100) 2 7 7											(+11/2	
				補	正額	の財源	内 訳	餌	तं			
目	補正前の額	補 正 額		特	定則		繰入金等	区分	金額	説	明	
				国県支出金	地方	債 事 業 収	入					
1診療事業費	301, 297	7, 599	308, 896				7, 599	10 需 用 費	6, 609			
							7, 599	13使用料及び	1	1. 診療事業 ((医)総務課)		7, 599
								賃 借 料		10需用費		6,609
										・医薬材料費	(6, 609
										既定額 104,037		
										補正額 6,609		
										13使用料及び賃借料		990
										・賃借料	(990
										既定額 31,287		
										補正額 990		
計	301, 297	7, 599	308, 896				7, 599					

報告第6号

令和元年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

						左 の	財源	内 訳	
款	項	事 業 名	金額	翌年度繰越額	既収入		未収入特定財源		一般財源
					特定財源	国県支出金	地方債	その他	州文 兵门 7/55
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティバス運行事業	12, 016, 000	12, 016, 000					12, 016, 000
7 商工費	1 商 工 費	プレミアム付商品券発行事業	159, 047, 000	105, 681, 450		105, 681, 450			0
	2 道路橋りょう費	橋梁整備事業	72, 590, 000	57, 755, 000					57, 755, 000
	△ 理解値りより質	歩行者自転車道路整備事業	45, 642, 000	45, 642, 000		4, 618, 000			41, 024, 000
8 土木費	3 河 川 費	上戸田川改修事業	96, 167, 000	60, 370, 000		30, 600, 000	16, 100, 000	11, 908, 000	1, 762, 000
	10代川質	さくら川整備事業	255, 360, 000	194, 077, 700			74, 600, 000	90, 265, 656	29, 212, 044
	4 都市計画費	都市計画道路前谷馬場線整備事業	191, 506, 000	191, 505, 841		69, 443, 000			122, 062, 841

令和2年5月1日提出

報告第7号

令和元年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

						左 の	財 源	内 訳	
款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	此 収 八		未収入特定財源		一般財源
					特定財源	国県支出金	地方債	その他	川又只7/55
3 事業費	1 事 業 費	宅地整備事業	154, 028, 000	42, 446, 000			31, 800, 000		10, 646, 000

令和2年5月1日提出

報告第8号

令和元年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

						左 の	財 源	内 訳	
款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	既 収 入		未収入特定財源		一般財源
					特定財源	国県支出金	地方債	その他	一
3 事業費	1 事 業 費	建築物等補償事業費	837, 625, 838	830, 754, 311	43, 655, 446	254, 155, 000	326, 400, 000		206, 543, 865
3 事業費	1 事 業 費	宅地整備事業	18, 000, 000	6, 000, 000			5, 400, 000		600, 000

令和2年5月1日提出

報告第9号

令和元年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左	の財源が	可 訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸	説 明
办人	ĘĶ.	ず 未 石	7 异 日 上 俶	発 生 額	繰越額	企 業 債	国庫補助金	自己資金		安するたな即 資産の購入限 度額	
		配水管更新No.5工事	30, 382, 000	0	30, 382, 000	27, 710, 000	0	2, 672, 000	C	0	当該工事において、 特殊工法による施工 に遅れが生じたこと に加え、公共交通の 運行経路の撤去新設 に時間を要し要しなっ ため。必要となっ ため。必要となっ ため。
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管更新No.6工事	30, 140, 000	0	30, 140, 000	24, 540, 000	0	5, 600, 000	C	0	当該工事において、 道路幅員が狭い区間 での管路の樹去及び 新設の同時施工に 助間を要し、工期の 延長が必要となった ため。
		配水管更新No.7工事	27, 390, 000	0	27, 390, 000	25, 050, 000	0	2, 340, 000	C	0	当該工事において、 特殊工法による施工 特殊工法による施工 に遅れが、管路の時施工 に加え、管路の時施工 に時間を要し、工期 の延長が必要となっ たため。

令和2年5月1日提出

報告第10号

令和元年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 業 債	の 財 源 内	自己資金	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな即 資産の購入限 度額	説 明
		雨水第1号公共下水道築造 工事	63, 160, 900	0	63, 160, 900	63, 100, 000	0	60, 900	0	0	入札が不調となり、当初工期では工事の完了が 困難となったため。
1 資本的支出	1 建設改良費	新曽第3号公共下水道築造 工事	118, 503, 000	0	118, 503, 000	98, 500, 000	20, 000, 000	3, 000	0	0	当該工事の施工にあたり、工事箇所が競合する土地区画整造工事との道路築造工事及び水道工事との調整に時間を要したため。

令和2年5月1日提出

報告第11号

令和元年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

				左の	内 訳			左	の財源内	引訳	
款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	支出済額	支出未済額	支 出 負 担行為予定額	翌年度繰越額	既 収 入特定財源	未 収 入 特 定 財 源 国県支出金	一般財源	説明
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理費	96, 800		96, 800		96, 800			96, 800	庁舎管理消耗品として発注した 手指消毒剤について、新型コロ ナウィルスの感染拡大により国 内需給がひっ迫したことから、 年度内に納品できないため。
4 衛生費	1 保健衛生費	福祉保健センター管理運営費	374, 000		374, 000		374, 000				災害用備蓄品として発注した 発電機について、多発する災害 により国内需給がひっ迫した ことから、年度内に納品でき ないため。
5 労働費	1 労働諸費	労働対策事業	1, 847, 000		1, 847, 000		1, 847, 000			1, 847, 000	補助金の交付が決定した女性職場 環境整備工事について、新型コロ ナウィルスの感染拡大により中国 からの部品調達が困難であること から、年度内に完了できないため。

令和2年5月1日提出